



監 内 第 52 号

令和 2 年 12 月 24 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

令和 2 年度第 1 回定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 2 年度第 1 回定期監査等を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和2年伊東市監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

施設監査

第3 監査の期間

令和2年10月12日から令和2年12月23日まで

第4 監査の対象

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの以下の施設等における財務に関する事務（施設設備等の維持管理事務を含む。）の執行及び経営に係る事業の管理

| 部 名 | 対象施設等 | 書類監査実施日 | 本監査実施日 |
|-------|-------------|------------|------------|
| 市 民 部 | 川 奈 出 張 所 | 令和2年10月27日 | 令和2年11月6日 |
| 教 育 部 | 東 小 学 校 | 令和2年10月26日 | 令和2年11月10日 |
| | 富 戸 小 学 校 | 令和2年10月26日 | 令和2年11月9日 |
| | 対 島 中 学 校 | 令和2年10月27日 | 令和2年11月10日 |
| | 八 幡 野 幼 稚 園 | 令和2年10月28日 | 令和2年11月9日 |
| | 池 幼 稚 園 | 令和2年10月28日 | 令和2年11月6日 |

第5 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 施設における安全管理は適正に行われているか。
- 5 施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 6 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第6 監査の主な実施内容

各施設に出向き、提出資料、諸帳簿等関係書類の内容分析、照合及び関係者からの説明聴取を行い、監査対象とした事務事業が適正に執行されているか否か、また、施設等の管理運営状況について確認を行った。

第7 監査の結果

今回監査をした範囲における事務事業は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

簡易な内容等は、監査過程での指摘にとどめるが、今後とも、的確な判断に基づき、

事務事業等が適正に執行されるよう望むものである。

監査結果の概要は、次のとおりである。

1 全般的な事項

- (1) 年次有給休暇、特別休暇その他の申請について記載誤り、出勤簿の押印が不鮮明なものが散見された。平成 30 年 4 月に配布された資料「各種休暇等の申請及び取扱いについて」等に基づいた適切な処理に努められたい。また、学校職場においては教育総務課から通知されている「市費職員の勤務時間について」等も再確認し、正確な事務処理を行われたい。
- (2) 施設の維持管理については、建物、設備、遊具等の経年劣化による不具合が多く、維持管理に多額の費用を要するため、限られた予算の中、職員及び PTA の協力により対応するなどの努力をされている。さらに、遊具、体育器具等については、業者点検とは別に職員による安全点検を学校、園ごとに定期的を実施するなど、事故防止にも努められている。今後も、園児、児童、生徒の安全を第一に考え、緊急性、安全性等を考慮し、消防用設備等長年不具合を指摘されている事項についても適切な維持管理を行うとともに、東小学校については統廃合を見据え、施設の改修を行うべく、速やかな修繕等の対応を図られたい。
- (3) 防災については、学校、園ごとに様々な状況を想定し、避難訓練を行うとともに、実施日時を伏せた緊急避難訓練とすることで、防災に対する意識を高めている。また、メール配信等、保護者への連絡も届くような体制づくりに努めているところであるが、大災害の発生等により、現状の連絡体制が不可能となる場合を想定し、他の方法を使用した体制が整えられるよう検討されたい。

2 監査を実施した各施設に関する事項

※ 各施設の経費については、人件費、報酬、賃金、報償費、旅費並びに負担金補助及び交付金を除き記載してある。

川 奈 出 張 所

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

イ 延べ床面積 55.05 m²

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て（小室コミュニティセンター）の 1 階一部分

エ 竣工年月日 平成 3 年 2 月 28 日

(2) 令和 2 年 9 月 30 日現在の職員数は、2 人（うち会計年度任用職員 1 人）である。

(3) 伊東市役所出張所処務規則（昭和 30 年伊東市規則第 142 号）第 4 条による出張

所で処理する事務は、次のとおりである。

- ア 戸籍、住民基本台帳、印鑑、死産、国民健康保険及び国民年金の資格の取得又は喪失に関する届出（申請）の受理及び証明書等の交付に関すること。
- イ 個人番号カード及び通知カードの届出等に関すること。
- ウ 介護保険法被保険者の住所異動届出に関すること。
- エ 税務その他の証明に関すること。
- オ 死体（胎）埋火葬許可及び改葬許可に関すること。
- カ 斎場及び霊柩自動車の使用許可に関すること。
- キ 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに被保険者証の交付に関すること。
- ク 市税、使用料、手数料その他公金の収納に関すること。
- ケ 子ども医療及び児童手当支給の申請の受付に関すること。
- コ 広報その他の文書の取次ぎ及び連絡に関すること。
- サ 他の市町との間の相互事務委託に関する規約に基づき行う住民票の写し等の交付請求の受付及び交付に関すること。
- シ その他市長が特に命じたこと。

(4) 本出張所における取扱業務量は、次のとおりである。

| 取 扱 業 務 | 件数(件) |
|---------------------------------|-------|
| 戸 籍 関 係 届 出 | 13 |
| 住 民 基 本 台 帳 関 係 届 出 | 76 |
| 印 鑑 登 録 関 係 処 理 | 72 |
| 市 税 、 使 用 料 等 収 納 事 務 | 1,575 |
| 戸 籍 、 住 民 票 等 各 種 証 明 関 係 | 3,798 |
| 国 保 関 係 (税 収 納) | 382 |
| 国 保 関 係 (そ の 他) | 122 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 関 係 (保 険 料 収 納) | 168 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 関 係 (そ の 他) | 48 |
| 年 金 関 係 | 19 |
| 子 ど も 医 療 関 係 | 14 |
| 介 護 保 険 関 係 (保 険 料 収 納) | 253 |
| 介 護 保 険 関 係 (そ の 他) | 17 |
| 福 祉 関 係 | 140 |
| 上 下 水 道 関 係 | 218 |
| 教 育 関 係 | 89 |
| 計 | 7,004 |

(要望)

(5) 備品について

パソコンデスク、長椅子、書庫、ナンバリング及びレジスターの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。

今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 公金の収納業務について

出張所において、市税等の公金収納業務は市民サービスの面からも欠くことのできない業務である。公金の収納業務には正確な対応が求められ、少人数で多様な業務を処理する出張所においては、日頃から収納誤りが生じないように、細心の注意を払い業務を行っているが、改めて正確な収納業務を実施するための事務処理方法を課全体で検討し、対策に努められたい。また、誤りが生じた際の事務処理方法についても、課内及び関係各課と協議及び確認を行うなど、適正に処理を行うことができる体制を構築されたい。

(意見)

(7) 職員体制について

川奈出張所の職員は所長を含め 2 人（うち会計年度任用職員 1 人）である。出張所の業務は市民課業務だけにとどまらず多岐にわたっており、出張所業務の確実な遂行は職員の経験等によるものも大きいといえる。休暇については他の出張所からの応援体制が整備され人員は確保されているとのことであり、事務処理は滞りなく行われていると思われるが、2 人体制で多額の現金を取り扱うことから防犯等への安全面が懸念される。危機管理体制として、防犯カメラの設置を検討するなど、課内はもとより関係各課と連携し、市民及び職員の安全確保を図られたい。

東 小 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月 昭和 5 年 8 月

イ 用地面積 20,371 m²

ウ 延べ床面積 8,531 m²（うち校舎 6,974 m²、体育館 1,522 m²）

エ 校 舎 （主な部分）

(7) 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て

(4) 竣工年月 昭和 54 年 11 月

- (2) 令和2年9月30日現在の学級数は9学級、児童数は190人で、職員数は県費負担の教職員17人（うち臨時的任用職員2人、会計年度任用職員3人）及び市職員6人（うち会計年度任用職員5人）である。市会計年度任用職員には多人数学級等支援講師及び特別支援教育支援員が含まれる。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1学年 | 35 | 30 | 33 | 33 | 21 |
| 特別支援 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 2学年 | 35 | 34 | 31 | 31 | 31 |
| 特別支援 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 3学年 | 30 | 37 | 34 | 30 | 29 |
| 特別支援 | 4 | 1 | 2 | 4 | 1 |
| 4学年 | 38 | 31 | 36 | 32 | 29 |
| 特別支援 | 2 | 4 | 1 | 2 | 5 |
| 5学年 | 35 | 38 | 32 | 36 | 32 |
| 特別支援 | 0 | 2 | 5 | 1 | 2 |
| 6学年 | 39 | 34 | 37 | 31 | 36 |
| 特別支援 | 2 | 0 | 3 | 5 | 1 |
| 計 | 222 | 215 | 217 | 207 | 189 |

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 特別支援は、特別支援学級である。

※ 参考資料「伊東市の教育」及び各課資料

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 5,702,376 円（需用費 3,362,468 円、委託料 538,504 円、使用料及び賃借料 597,268 円、備品購入費 1,018,254 円等）、情報教育推進事業 883,795 円（使用料及び賃借料等）、学校給食センター運営事業 7,902,874 円（需用費 3,458,061 円、委託料 4,312,065 円等）である。修繕料は 516,332 円で、主なものは理科室漏水修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は 101,910 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区 分 | 単 位 | 切 手 | その他 | 計 |
|------------------|-----|--------|-------|--------|
| 令和2年 4月1日現在 | 枚 | 353 | 27 | 380 |
| | 円 | 37,619 | 3,040 | 40,659 |
| 受け | 枚 | 150 | 0 | 150 |
| | 円 | 15,400 | 0 | 15,400 |
| 払い | 枚 | 73 | 0 | 73 |
| | 円 | 7,814 | 0 | 7,814 |
| 令和2年 10月26日現在 | 枚 | 430 | 27 | 457 |
| | 円 | 45,205 | 3,040 | 48,245 |

(意見)

- (5) 備品について

薬品庫、スタッキングチェア、掃除用ロッカー、マガジンスタンド及び電動式裁

断機の各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、今回抽出した備品において、標示シールが貼付されていないものが 1 点あったため、適正に処理されたい。

学校備品は数も多く、日々の使用で保管場所が動くこともあり、管理が大変であることは理解するが、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、今後も適切な管理に努められたい。

（意見）

(6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 2 年 4 月 23 日実施

・定期保守点検 令和 2 年 8 月 6 日実施

令和 2 年 8 月 6 日実施の定期保守点検では、28 の遊具及び体育器具を点検し、軽微なものも含め 18 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、適切に対処し、常に安全に使用できるよう配慮されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 2 年 8 月 25 日の点検では、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識並びに防排煙制御設備において不良の指摘が見られた。優先度を考慮し、安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。

ウ 自家用電気工作物については、委託契約により年 6 回の法定点検を行うことになっている。令和 2 年 8 月 20 日の点検では、改修要請 1 件が出されている。専門業者に見積りの依頼を出しているとのことであるが、大きな事故につながる危険も考えられるため、速やかに対処されたい。

エ 防災対策については、様々な状況を想定し、年 3 回避難訓練及び年 1 回引渡訓練を行うとともに、児童の自己判断で避難行動が取れるよう、実施日時を伏せた緊急避難訓練を行っている。緊急時の保護者への連絡についても、メール配信による連絡体制を整えている。また、引渡訓練に合わせ、災害伝言ダイヤルを利用して保護者等が情報確認をする練習も行われている。今後も、防災に対する意識を高めるとともに、現状の連絡方法に困難が生じた場合を想定し、他の方法を使用した連絡体制についても検討されたい。

富 戸 小 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 明治 6 年 7 月 25 日

イ 用地面積 17,802 m²

ウ 延べ床面積 3,529 m² (うち校舎 2,898 m²、体育館 600 m²)

エ 校舎 (主な部分)

(7) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

(イ) 竣工年月 昭和 57年 3月

- (2) 令和 2年 9月 30日現在の学級数は 6学級、児童数は 106人で、職員数は県費負担の教職員 14人 (うち臨時的任用職員 1人、会計年度任用職員 2人) 及び市職員 5人 (うち会計年度任用職員 1人) である。市会計年度任用職員には、特別支援教育支援員が含まれる。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1学年 | 23 | 13 | 25 | 12 | 16 |
| 2学年 | 19 | 22 | 12 | 25 | 12 |
| 3学年 | 20 | 19 | 22 | 13 | 24 |
| 4学年 | 24 | 21 | 19 | 22 | 13 |
| 5学年 | 22 | 23 | 21 | 19 | 22 |
| 6学年 | 23 | 22 | 23 | 21 | 19 |
| 計 | 131 | 120 | 122 | 112 | 106 |

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」及び各課資料

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 4,050,719円 (需用費 2,297,303円、委託料 408,877円、使用料及び賃借料 513,129円、備品購入費 675,745円等)、情報教育推進事業 814,385円 (使用料及び賃借料等)、学校施設改修等事業 11,850,000円 (工事請負費)、学校給食管理事業 36,070円 (役務費等)、学校調理場運営事業 362,457円 (需用費等) である。修繕料は 598,620円で、主なものは掲示板クロス等修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は 30,630円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区分 | 単位 | 切手 | その他 | 計 |
|------------------|----|--------|-----|--------|
| 令和2年 4月1日現在 | 枚 | 507 | 0 | 507 |
| | 円 | 35,788 | 0 | 35,788 |
| 受け | 枚 | 200 | 0 | 200 |
| | 円 | 23,580 | 0 | 23,580 |
| 払い | 枚 | 74 | 0 | 74 |
| | 円 | 4,580 | 0 | 4,580 |
| 令和2年 10月26日現在 | 枚 | 633 | 0 | 633 |
| | 円 | 54,788 | 0 | 54,788 |

(意見)

(5) 備品について

片袖机、耐火金庫、身長計、車いす及び液晶テレビの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、今回抽出した備品において、標示シールが貼付されていないものが 2 点あったため、適正に処理されたい。

学校備品は数も多く、日々の使用で保管場所が動くこともあり、管理が大変であることは理解するが、備品は、市の大切な財産であることを再認識の上、現物と備品保管簿の確実な突合を行い、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 2 年 4 月 24 日実施

・定期保守点検 令和 2 年 8 月 7 日実施

令和 2 年 8 月 7 日実施の定期保守点検では、28 の遊具及び体育器具を点検し、15 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、状況確認の上、適切に対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 2 年 8 月 20 日の点検では、防排煙制御設備において不良の指摘が見られた。安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。

ウ 防災対策については、様々な状況を想定し、年 3 回避難訓練を行い、各学級で訓練についての反省を行っている。また、緊急時の保護者への連絡についても、メール配信等による連絡体制を整えている。今後も、避難訓練を繰り返し行うことで、防災に対する意識を高めるとともに、現状の連絡方法に困難が生じた場合を想定し、他の方法を使用した連絡体制についても検討されたい。

対 島 中 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 22 年 5 月 3 日

イ 用地面積 20,705 m²

ウ 延べ床面積 5,484 m²（うち校舎 3,978 m²、体育館 1,145 m²）

エ 校 舎 （主な部分）

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 4 階建て

(イ) 竣工年月 昭和 51 年 6 月

- (2) 令和 2 年 9 月 30 日現在の学級数は 9 学級、生徒数は 258 人で、職員数は県費負担の教職員 22 人（うち会計年度任用職員 3 人、臨時的任用職員 1 人）及び市職員 4 人（うち会計年度任用職員 3 人）である。市会計年度任用職員には、学校事務員、学校図書館司書及び特別支援教育支援員が含まれる。

生徒数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1学年 | 104 | 102 | 90 | 72 | 91 |
| 2学年 | 91 | 102 | 102 | 92 | 74 |
| 3学年 | 116 | 89 | 102 | 103 | 92 |
| 計 | 311 | 293 | 294 | 267 | 257 |

※ 生徒数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」及び各課資料

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 6,655,808 円（需用費 3,546,880 円、備品購入費 1,574,454 円等）、情報教育推進事業 693,796 円（使用料及び賃借料等）、学校給食センター運営事業 10,910,717 円（需用費 4,876,032 円、委託料 5,859,458 円等）である。修繕料は 1,766,583 円で、主なものは電話設備修繕及び火災報知器修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は 169,060 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区分 | 単位 | 切手 | はがき | その他 | 計 |
|------------------|----|---------|-----|-----|---------|
| 令和2年 4月1日現在 | 枚 | 1,346 | 0 | 0 | 1,346 |
| | 円 | 153,941 | 0 | 0 | 153,941 |
| 受け | 枚 | 390 | 0 | 0 | 390 |
| | 円 | 33,600 | 0 | 0 | 33,600 |
| 払い | 枚 | 218 | 0 | 0 | 218 |
| | 円 | 16,094 | 0 | 0 | 16,094 |
| 令和2年 10月27日現在 | 枚 | 1,518 | 0 | 0 | 1,518 |
| | 円 | 171,447 | 0 | 0 | 171,447 |

(意見)

- (5) 備品について

ハイバックチェア、鉄製ベッド、ポスタープリンター、加湿器及び本棚の各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、今回抽出した備品において標示シールが貼付されておらず、現物が特定できないものが 1 点見受けられた。

学校備品は数も多く、日々の使用で保管場所が動くこともあり、管理が大変であることは理解するが、備品は市の大切な財産であることを再認識の上、現物と備品保管簿の確実な突合を行い、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

ア 施設内の体育器具等については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 2 年 4 月 24 日実施

・定期保守点検 令和 2 年 8 月 7 日実施

令和 2 年 8 月 7 日実施の定期保守点検では、17 の体育器具等を点検し、9 点に何らかの指摘があり、そのうち 3 点は使用禁止の判定を受けている。指摘されたものについては、適切に対処し、常に安全に使用できるよう配慮されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 2 年 8 月 21 日の点検では、誘導灯及び誘導標識並びに防排煙制御設備に不良の指摘が見られた。優先度を考慮し、速やかな対応に努められたい。

ウ 自家用電気工作物については、委託契約により年 6 回の法定点検を行うことになっている。令和 2 年 8 月 21 日の点検では、改修要請 5 件が出されている。専門業者に随時見積りの依頼を出しているとのことであるが、大きな事故につながる危険も考えられるため、速やかに対処されたい。

エ 防災対策については、様々な状況を想定し、年 4 回避難訓練を行うほか、地域防災訓練へ参加するなど、地域と共に防災対策に取り組んでいる。緊急時の保護者への連絡については、メール配信及び電話連絡による連絡体制を整えている。今後も、防災に対する意識を高めるとともに、現状の連絡方法に困難が生じた場合を想定し、他の方法を使用した連絡体制についても検討されたい。

八幡野幼稚園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 28 年 7 月 1 日

イ 用地面積 2,448 m²

ウ 延べ床面積 508 m² (園舎)

エ 構造 鉄骨造平屋建て

オ 竣工年月 昭和 49 年 3 月

(2) 令和 2 年 9 月 30 日現在のクラス数は 3 クラス、園児数は 50 人 (定員 158 人)

で、職員数は 11 人（うち会計年度任用職員 2 人）である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 3歳児 | 20 | 27 | 18 | 21 | 10 |
| 4歳児 | 32 | 22 | 31 | 18 | 22 |
| 5歳児 | 27 | 29 | 22 | 30 | 17 |
| 計 | 79 | 78 | 71 | 69 | 49 |

※ 園児数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」及び各課資料

(3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 698,124 円（需用費 254,548 円、委託料 173,800 円、備品購入費 125,480 円等）である。

(4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区 分 | 単 位 | 切 手 | はがき | 計 |
|------------------|-----|-------|-------|-------|
| 令和2年 4月1日現在 | 枚 | 36 | 21 | 57 |
| | 円 | 1,196 | 1,094 | 2,290 |
| 受け | 枚 | 10 | 0 | 10 |
| | 円 | 425 | 0 | 425 |
| 払い | 枚 | 0 | 0 | 0 |
| | 円 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年 10月28日現在 | 枚 | 46 | 21 | 67 |
| | 円 | 1,621 | 1,094 | 2,715 |

(要望)

(5) 備品について

教材整理棚、コンパクトデジタルカメラ、万能パネル、スネアドラム及びスライドカラーベンチの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 5 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 2 年 4 月 22 日実施
- ・定期保守点検 令和 2 年 6 月 24 日、令和 2 年 8 月 28 日実施

令和 2 年 8 月 28 日実施の定期保守点検では、13 の遊具を点検し、8 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、状況確認の上、適切に対処されたい。また、業者の点検ポイントを知ることは、日常の職員による安全点検時に大変有効であると思われる。業務多忙なことも理解するが、業者の点検時に職員

が交代で立ち会うことで、日々の点検にいかされるよう望むものである。

イ 防犯対策については、登園後から降園時間まで門扉を閉め、玄関の施錠をし、不審者の侵入に備えている。また、警察署による防犯教室での模擬体験、防犯対策マニュアル等に基づき、侵入者を想定した防犯訓練を実施日時を伏せて行うことで、身を守る方法を指導している。今後も、地域及び警察等とも連携し、防犯体制の充実及び園児の安全確保に努められたい。

ウ 防災対策については、月1回火災又は地震を想定し、室内、園外等様々な状況における訓練を実施するとともに、避難時の約束について確認をしたり、視覚教材を利用したりすることで、年齢の低い子どもたちでも避難方法等が自然と身に付き、自己判断で行動できるよう指導している。また、緊急時の保護者への連絡については、メール配信による連絡体制を整えている。今後も、避難訓練を繰り返し行うことで、防災に対する意識を高めるとともに、現状の連絡方法に困難が生じた場合を想定し、他の方法を使用した連絡体制についても検討されたい。

池 幼 稚 園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

- ア 開設年月日 昭和29年4月1日
- イ 用地面積 2,488 m²
- ウ 延べ床面積 343 m²（うち園舎 336 m²）
- エ 構 造 木造平屋建て
- オ 竣工年月日 平成元年12月26日

(2) 令和2年9月30日現在のクラス数は3クラス、園児数は17人（定員88人）で、職員数は6人（うち会計年度任用職員2人）である。

園児数の推移は、次のとおりである。

（単位：人）

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 3歳児 | 7 | 11 | 5 | 7 | 7 |
| 4歳児 | 8 | 8 | 13 | 5 | 7 |
| 5歳児 | 8 | 8 | 7 | 14 | 4 |
| 計 | 23 | 27 | 25 | 26 | 18 |

※ 園児数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」及び各課資料

(3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 605,217 円（需用費 209,806 円、委託料 158,950 円、備品購入費 102,740 円等）である。

(4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区分 | 単位 | 切手 | はがき | 計 |
|------------------|----|-------|-------|-------|
| 令和2年 4月1日現在 | 枚 | 22 | 5 | 27 |
| | 円 | 1,492 | 250 | 1,742 |
| 受け | 枚 | 25 | 18 | 43 |
| | 円 | 430 | 1,134 | 1,564 |
| 払い | 枚 | 2 | 0 | 2 |
| | 円 | 84 | 0 | 84 |
| 令和2年 10月28日現在 | 枚 | 45 | 23 | 68 |
| | 円 | 1,838 | 1,384 | 3,222 |

(意見)

(5) 備品について

読書用腰掛、エアコン、ペーパーカッター、非接触体温計及び絵本スタンドの各1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第22条）の確認を行ったところ、今回抽出した備品において標示シールが剥離しているものが1点見受けられたため、適正に処理されたい。

今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年1回の非破壊安全検査及び年5回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和2年4月22日実施
- ・定期保守点検 令和2年6月24日、令和2年8月28日実施

令和2年8月28日実施の定期保守点検では、12の遊具を点検し6点に何らかの指摘があったが、1点は修繕されていた。今後も状況確認の上、適切に対処し、常に安全に使用できるよう配慮されたい。また、業者の点検ポイントを知ること、日常の職員による安全点検時に大変有効であると思われる。業務多忙なことも理解するが、業者の点検時に職員が交代で立ち会うことで、日々の点検にいかされるよう望むものである。

イ 防犯対策については、登園後から降園時間まで門扉等を閉め、不審者の侵入に備えている。また、警察署による防犯教室や防犯対策マニュアル等に基づき、様々な状況を想定した防犯訓練を行うことで、迅速に行動できるよう指導している。今後も、地域及び警察等とも連携し、園児の安全確保に努められたい。

ウ 防災対策については、年間計画に基づき、月1回様々な状況を想定した避難訓練を実施するとともに、視覚教材を利用し、子どもたちに分かりやすく指導している。また、ヘルメットのかぶり方など、繰り返し練習することで自然と身に付

くよう努められている。さらに、緊急時の保護者への連絡については、メール配信及び電話連絡による連絡体制を整えているほか、災害時には連絡がない場合でも迎えに来るよう事前に取り決めている。今後も、避難訓練を繰り返し行うことで、防災に対する意識を高めるとともに、現状の連絡方法に困難が生じた場合を想定し、他の方法を使用した連絡体制についても検討されたい。

以 上